

新居浜市建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新居浜市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事について、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札（以下「簡易型総合評価競争入札」という。）を実施するため、その事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「簡易型総合評価落札方式」とは、次条に定める工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2又は第167条の13の規定に基づき、価格その他の条件が、市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この要領において「簡易型総合評価落札方式（施工計画型）」とは、前項に定める簡易型総合評価落札方式のうち、価格のほか、簡易な施工計画を含む技術提案や同種工事の施工実績等技術要素を総合的に評価する方式をいう。

3 この要領において「簡易型総合評価落札方式（実績確認型）」とは、前項において評価する条件のうち、簡易な施工計画を含む技術提案以外の条件をもって評価する方式をいう。

(対象工事)

第3条 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）は、次に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

(1) 設計金額1億5千万円以上の工事のうち、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

(2) その他簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

2 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）は、次に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

(1) 設計金額1千万円以上1億5千万円未満の工事のうち、簡易型総合評価落札方

式（実績確認型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

（２）その他簡易型総合評価落札方式（実績確認型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

（学識経験を有する者の意見聴取）

第４条 簡易型総合評価競争入札を実施するに当たり、当該入札の評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ愛媛県建設工事総合評価審査委員又は特定非営利活動法人愛媛県建設技術支援センター技術評価委員（以下「委員」という。）２名以上の意見を聴かなければならない。

（１）落札者決定基準の適否に関すること。

（２）前号の落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要性に関すること。

２ 前項第２号に係る意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、落札者の決定の適否に関して、あらかじめ、委員２名以上の意見を聴かなければならない。

３ 委員の意見聴取に関する事務については、契約担当課において処理する。

（評価項目等）

第５条 簡易型総合評価落札方式における評価項目等は、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）においては、別表１を標準として、又、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）においては、別表２を標準として、入札ごとに定める。ただし、選択項目については、工事目的、工事内容、施工条件等から、必要に応じて評価項目を選択し、又は配点を変更できるものとする。

（簡易型総合評価の方法）

第６条 本要領における簡易型総合評価は、次の算式により導き出された数値（以下「評価値」という。）をもって行うこととする。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数第４位以下を切り捨て小数第３位止めとする。

評価値＝{基礎点（１００点）＋加算点}／入札価格（単位：億円）

２ 前項の基礎点については、評価項目ごとの最低限の要件を満たす場合に１００点を

与える。ただし、低入札価格調査基準価格未満で応札した者は、基礎点から 10 点を減点する。

3 第 1 項に規定する加算点は、次の各号に掲げる算式により導き出された数値とする。
なお、求められる加算点は小数第 4 位以下を切り捨て小数第 3 位止めとする。

(1) 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）の場合

$$\begin{aligned} \text{加算点} = & (\text{入札参加者の施工計画の得点合計} \\ & \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad / \text{施工計画の配点合計}) \times 10 \text{ 点} \\ & + (\text{入札参加者の施工計画以外の各評価項目の得点合計} \\ & \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad / \text{施工計画以外の各評価項目の配点合計}) \times 10 \text{ 点} \end{aligned}$$

(2) 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）の場合

$$\begin{aligned} \text{加算点} = & (\text{入札参加者の評価項目ごとの得点合計} \\ & \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad / \text{各評価項目の配点合計}) \times 10 \text{ 点} \end{aligned}$$

（入札を行うに当たり周知する事項等）

第 7 条 簡易型総合評価競争入札を実施する場合は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項をあらかじめ周知しなければならない。

(1) 簡易型総合評価競争入札を実施すること

(2) 当該簡易型総合評価競争入札に係る落札者決定基準

(3) 次条に定める簡易型総合評価落札方式に係る資料（以下「総合評価に係る資料」という。）の提出を求めること及びその提出期限等

(4) その他必要と認める事項

（総合評価に係る資料の提出等）

第 8 条 入札参加者は、前条第 3 号の提出期限までに、総合評価に係る資料について、別添第 1 号様式から第 7 号様式までにより、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）にあつては、別添第 4 号様式から第 7 号様式までにより提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。

2 前項に定める総合評価に係る資料の提出は、新居浜市建設工事等電子入札運用基準（平成 22 年制定）に規定する電子入札システムを利用して行うことができる。

3 総合評価に係る資料を提出期限までに提出しない者の行った入札は、無効とする。

4 提出された総合評価に係る資料の訂正及び差し替えは、認めない。

5 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者の決定方法)

第9条 簡易型総合評価落札方式により落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

2 入札価格が調査基準価格を下回った入札においては、低入札価格調査の結果、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

3 評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(適正な履行の確保)

第10条 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。

(評価結果の公表)

第11条 簡易型総合評価競争入札を実施したときは、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表1又は別表2を標準として、入札ごとに定めた評価項目等により、当該方式で入札を行った理由及び評価基準等を公表するものとする。

(非落札理由に関する苦情申立て処理)

第12条 簡易型総合評価競争入札の非落札理由に関する苦情の申立てがあったときは、契約担当課において申立者に対し適切に対処することとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、簡易型総合評価落札方式に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 8 日から施行し、平成 22 年 10 月 8 日以降に公告又はその他の方法により公表する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。